

参考資料1

# 臓器移植法の改正概要等 について

# ①臓器移植法の改正概要

## 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）の概要

### 1 臓器摘出の要件の改正

移植術に使用するために臓器を摘出することができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ① 本人の書面による臓器提供の意思表示があった場合であって、遺族がこれを拒まないとき又は遺族がないとき（現行法での要件）。
- ② 本人の臓器提供の意思が不明の場合であって、遺族がこれを書面により承諾するとき。

### 2 臓器摘出に係る脳死判定の要件の改正

移植に係る脳死判定を行うことができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ① 本人が
  - A 書面により臓器提供の意思表示をし、かつ、
  - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を拒まないとき又は家族がないとき。
- ② 本人について
  - A 臓器提供の意思が不明であり、かつ、
  - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を行うことを書面により承諾するとき。

### 3 親族への優先提供

臓器提供の意思表示に併せて、書面により親族への臓器の優先提供の意思を表示することができることとする。

### 4 普及・啓発

国及び地方公共団体は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

### 5 検討

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 臓器の移植に関する法律（現行法）と改正法 比較表

		現行法	改正法	施行日
1	親族に対する優先提供	○当面見合わせる(ガイドライン)	○臓器の優先提供の意思表示を認める	平成22年 1月17日
2	脳死判定・臓器摘出の要件	○本人の生前の書面による意思表示があり、 家族が拒否しない又は家族がいないこと	○本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと（現行法と同じ） 又は ○本人の意思が不明（拒否の意思表示をしていない場合）であり、家族の書面による承諾があること	平成22年 7月17日
	小児の取扱い	○15歳以上の者の意思表示を有効とする（ガイドライン）	○家族の書面による承諾により、15歳未満の方からの臓器提供が可能となる	
3	普及・啓発活動等	（規定なし）	○運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策	
4	被虐待児への対応	（規定なし）	○虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応	

## 臓器移植法の改正について

平成4年 1月 臨時脳死及び臓器移植調査会答申

平成9年 6月 臓器の移植に関する法律（現行法）成立

※ 法施行後3年を目処として制度全般についての検討を行うこととする規定が置かれている。

10月 同法施行

※ 施行からこれまでの間（平成21年6月現在）、脳死下での臓器提供は81件と少なく、また、15歳未満の者からの臓器提供が認められていない。

平成17年 8月 与党有志議員により、臓器移植法改正案（A案、B案）衆議院に提出（平成18年3月再提出）

平成19年 12月 野党有志議員により、臓器移植法改正案（C案）衆議院に提出

※ 平成20年5月に国際移植学会が死体ドナーを自国で増やし、自国での臓器移植を増やすことを呼びかけること等を内容とする宣言（イスタンブール宣言）をまとめる。

※ WHOも平成21年5月の総会で指針を改正し、臓器売買や渡航移植（移植ツーリズム）への対応について議論を行う予定であった。（新型インフルエンザの影響により平成22年5月以降に延期）

平成21年 5月 与野党有志議員により、臓器移植法改正案（D案）衆議院に提出  
6月 衆議院厚生労働委員会での審議（2回）を経て、衆議院本会議に中間報告及び討論

衆議院本会議において、採決が実施され、A案が可決（18日）

野党有志議員により、新たな改正案が参議院に提出

7月 与野党有志議員により、修正A案が参議院に提出

参議院厚生労働委員会での審議（2回）を経て、参議院本会議に中間報告及び討論

参議院本会議において、採決が実施され、A案が可決・成立（13日）

公布（17日）

\*（施行期日）

公布の日から起算して1年を経過した日（平成22年7月17日）から施行。ただし、親族への優先提供の意思表示に係る部分については、公布の日から起算して6月を経過した日（平成22年1月17日）から施行。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律新旧対照表

○臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（臓器の摘出）</p> <p>第六条 医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。</p> <p>一 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。</p> <p>二 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき。</p> <p>2 前項に規定する「脳死した者の身体」とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至つたと判定された者の身体をいう。</p> <p>3 臓器の摘出に係る前項の判定は、次の各号のいずれかに該当す</p>	<p>（臓器の摘出）</p> <p>第六条 医師は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、この法律に基づき、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。</p> <p>2 前項に規定する「脳死した者の身体」とは、その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であつて脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至つたと判定されたものの身体をいう。</p> <p>3 臓器の摘出に係る前項の判定は、当該者が第一項に規定する意</p>

る場合に限り、行うことができる。

一 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないとき。

二 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、その者の家族が当該判定を行うことを書面により承諾しているとき。

4～6 (略)

〔親族への優先提供の意思表示〕

第六条の二 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができる。

〔臓器の摘出の制限〕

第七条 医師は、第六条の規定により死体から臓器を摘出しようとする

思の表示に併せて前項による判定に従う意思を書面により表示している場合であつて、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないときに限り、行うことができる。

4～6 (略)

〔新設〕

〔臓器の摘出の制限〕

第七条 医師は、前条の規定により死体から臓器を摘出しようとする

する場合において、当該死体について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第二百二十九条第一項の検視その他の犯罪捜査に関する手続が行われるときは、当該手続が終了した後でなければ、当該死体から臓器を摘出してはならない。

（移植医療に関する啓発等）

第十七条の二 国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

附則

第四条 削除

る場合において、当該死体について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第二百二十九条第一項の検視その他の犯罪捜査に関する手続が行われるときは、当該手続が終了した後でなければ、当該死体から臓器を摘出してはならない。

〔新設〕

附則

（経過措置）

第四条 医師は、当分の間、第六条第一項に規定する場合のほか、死亡した者が生存中に眼球又は腎臓を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、遺族が当該眼球又は腎臓の摘出について書面により承諾しているときにおいても、



移植術に使用されるための眼球又は腎臓を、同条第二項の脳死した者の身体以外の死体から摘出することができる。

2 前項の規定により死体から眼球又は腎臓を摘出する場合においては、第七条中「前条」とあるのは「附則第四条第一項」と、第八条及び第九条中「第六条」とあるのは「附則第四条第一項」と、第十条第一項中「同条の規定による」とあるのは「附則第四条第一項の規定による」と読み替えて、これらの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第五条（略）

（経過措置）

第五条（略）

（検討）

5 政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器（臓器の移植に関する法律第五条に規定する臓器をいう。）が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

②厚生労働省から  
組合員証への臓器提供意思  
表示の記載に係る協力依頼  
通知について

天

健臓発0318第2号

平成22年3月18日

総務省自治行政局公務員部福利課長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長



運転免許証及び医療保険の被保険者証への臓器提供意思表示の記載について  
(協力依頼)

臓器移植の推進につきましては、平素からご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）については、第七十一回国会において、本人意思が不明な場合に、家族の書面による承諾により脳死判定・臓器摘出が可能となること等を内容とする臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十三号。以下「改正法」という。）が成立致しました。

改正法においては、国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、臓器を提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等必要な施策を講ずるものとして規定されているところです。

今般、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会において、改正法の趣旨に則した臓器提供意思表示カードの様式見直し並びに運転免許証及び医療保険の被保険者証等に臓器提供に関する意思の記載欄を設ける際の考え方について、別添の内容にて了承されました。

これを受け、厚生労働省としては、臓器提供意思表示カードの様式見直し（案）に係る意見公募手続を実施し、臓器提供意思表示カードの新様式を決定することとしています。

貴職におかれましても、改正法の趣旨を踏まえ、臓器を提供する意思の有無を記載する欄を地方公務員共済組合の組合員証に設けるとともに、臓器移植に関する普及啓発について御協力頂きたく、お願い致します。



## 臓器提供意思表示カードの様式変更等について

平成22年3月8日

臓器移植に係る普及啓発に関する作業班

篠崎 尚史

### 1. 経緯

法改正により、本人意思が不明の場合に家族の承諾により脳死判定及び臓器提供を行うことや、臓器提供の意思に併せて親族優先提供の意思表示が可能となった。

これを受け、厚生労働省と（社）日本臓器移植ネットワークにおいて作成・配布している臓器提供意思表示カード等の様式について、当作業班においても議論を行った。

今般、作業班における各班員の御意見を踏まえ、事務局とともに、カード様式の見直しイメージを作成した。

（作業班における主な意見）

- ・ 親族優先の意思表示は、能動的に行う方法をとるべきであること
- ・ カードの様式については、(ア)法律の趣旨を踏まえたものにする、(イ)記載不備が生じることを防ぐとともに、(ウ)記載しやすいシンプルなものにする、(エ)本人の意思表示が確認しやすいものとするよう、工夫すること
- ・ 臓器移植に関する情報を記載したパンフレットとともにカードを配布することを原則とすること
- ・ 今後の移植医療の状況等も踏まえ、厚生労働省・（社）日本臓器移植ネットワークはより良い意思表示カードについて引き続き検討を続けるべき。

なお、臓器提供意思表示カードの見直しについては、今後事務局においてパブリックコメントを実施予定とのことである。

### 2. 臓器提供意思表示カードの見直し

- ① 親族優先提供の意思表示は、単に○×を付けるのではなく、能動的に記載していただく方式とする。

〈親族優先提供の意思〉

（現 行）カードの余白に自筆で記載する

（見直し）「特記欄」を設け、自筆で記載できるようにする。

- ② 記載不備が生じにくいよう、できるだけ分かりやすい、シンプルな様式とする。

〈臓器の指定〉

（現 行）提供したい臓器を○で囲む（提供したくない臓器に×を付ける）

（見直し）提供したくない臓器に×をつけることとする。

これにより、○を付けた臓器、×を付けた臓器、何も付いていない臓器の3種類の記載が生じることによる混乱を防ぐことが可能となる。

〈組織の提供意思〉

(現行)「その他」欄に自筆で記載

(見直し)「特記欄」に記載できるようにする。

これにより、臓器提供の意思をまず表示した上で、親族優先提供の意思及び組織の提供意思は「特記欄」に表示、と明確に整理可能となる。

③ 臓器提供の意思表示方法について、見直しを行う。

〈脳死後及び心停止後の臓器提供意思〉

(現行)「脳死後」の提供、心停止後の提供に関する意思表示がそれぞれ独立。

(見直し)「脳死後」の部分で、「脳死後及び心停止後のいずれでも」と修正する。

この修正は、法改正後に現行カードを用いて意思表示を行った場合に、2(心停止後)のみに○があったときの脳死下臓器移植について、本人意思を“拒否”とするのか“不明”とするのかによって大きく取扱いが異なってくることを踏まえたもの。

④ その他のカード様式見直し

〈家族署名欄の取扱い〉

臓器移植法が求める書面の有効性の要件ではないが、カードの存在及び本人の意思を家族に知ってもらえることから、カードに関しては、残すこととする。

〈問い合わせ先の記載〉

問い合わせ先の電話番号等をカード表面に記載することにより、記載に疑義が生じた場合の情報へのアクセスを容易にする。

⑤ パンフレットとカードを一体として配布することを原則とする。

- ・パンフレットには臓器移植に関する情報、意思表示に関する情報を記載する。
- ・パンフレットと一体として配布することで、カードの様式はシンプルにする。

3. 運転免許証、健康保険証等に記載欄を設ける際の考え方

- 臓器提供意思表示カードの記載事項を踏まえ、基本的に次の事項を盛り込む必要があるのではないか。
- ただし、スペースに制約があることから、やむを得ず省略する場合には、同時に配布されるパンフレット等を活用し、記載者が親族優先提供の意思表示等の必要な情報を容易に入手できるようにする。
  - 1) 臓器提供に関する意思
    - ① 脳死下での提供意思(提供する臓器の別を含む)
    - ② 心停止下での提供意思(提供する臓器の別を含む)
    - ③ 臓器を提供しない意思
  - 2) 本人の署名及び署名年月日
  - 3) 特記欄
  - 4) 臓器提供に関する問い合わせ先

# 臓器提供意思表示カードの見直しイメージ

## 現行意思表示カード

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

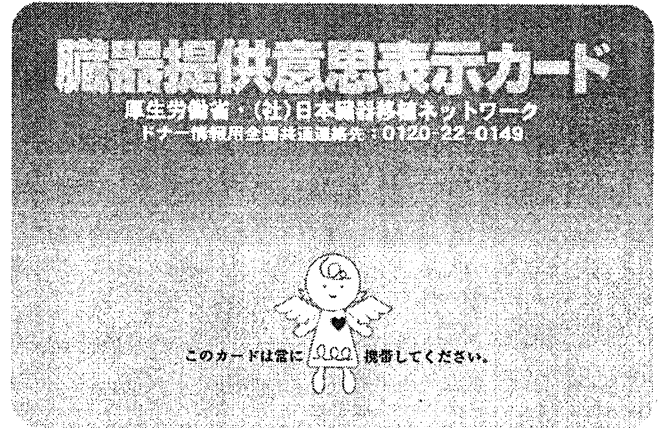
- 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)  
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他( )
- 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)  
腎臓・膵臓・眼球・その他( )
- 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)： 移 植 太 郎

家族署名(自筆)： 移 植 花 子

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい。)



### (見直し内容)

- 改正法の趣旨を踏まえ、「臓器提供の意思表示を行う欄」を見直し、1から3のいずれかに○をつける形とする。
- 「提供臓器の意思表示を行う欄」について、「提供したくない臓器に×」をつける形とする。  
(分かりやすさの観点から、提供したくない臓器の欄を別途設け、提供意思に関する欄と分ける)
- 「特記欄」を設け、親族優先提供の意思や組織(皮膚、心臓弁、血管、骨など)提供の意思を自筆で記入できるようにする。(パンフレットに脳死下・心停止下における提供可能臓器を明記する)
- 臓器移植に関する情報に容易にアクセスできるようにするため、カードをパンフレットとあわせて配布することとするとともに、カード本体には問い合わせ先を記載する。

## 新カードのイメージ

《1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄： 〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)： 移 植 太 郎

家族署名(自筆)： 移 植 花 子

